

平成21年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成21年9月24日
新宿区議会

開会 午後 7時00分

辻山座長 齊藤委員と井上委員がちょっとおくられているようですが、時間になりましたので、開会したいと思います。

第18回の検討連絡会議であります。

それではまずきょうの配付資料等について、連絡会議事務局から、説明をお願いします。

事務局 それでは事務局から、本日の配付資料の御説明をさせていただきます。まず本日の資料ですが、次第を1枚めくっていただきますと、資料番号1、自治基本条例ロードマップ案ということで、A4横の資料が資料1になります。続きまして、資料2、自治基本条例検討連絡会議中間報告会の開催についてということで、資料2になります。そして資料3、(仮称)自治基本条例検討連絡会議開催概要第17回が資料3になっております。本日の配付資料は以上でございます。

辻山座長 ありがとうございます。それでは早速中身に入りますが、きょうは大きく分けて2つのことをお話しするという事になっています。1つは検討連絡会議はこれからどういう形で進めていくかということについて、3つほどお話しをするということ、それからこれまで進めてきた条例案の内容について、住民参加の仕組みのところの議論をすると、この2つでございますけれども、住民参加の仕組みについては、まだそれぞれの案は出そろっているという状況ではないようですので、これは後にしまして、まず検討連絡会議の今後の進め方ということで、皆さんにお話しをしていこうというふうに思います。

最初に基本条例の制定スケジュールについてをやって、それから区民検討会議、議会、行政それぞれのこれまで議論してきたものをどうやって1つにしていくか、その調整の方法について2番目にお話しし、3番目に検討連絡会議の中間報告会を開催したいということで、その持ち方についてお話しをすると、こういうことでございます。

それでは大体そういう流れでやらせていただきますけれども、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 では最初に、自治基本条例の制定スケジュールについて、先ほど御紹介ありましたロードマップをもとに、これは行政側の委員から説明があるんですか。

藤牧委員 専門部会の藤牧でございます。それではお手元にあります自治基本条例ロードマップ案というA4横でございますが、こちらをお開きいただきたいと存じます。

さきの検討連絡会議の中で、条例制定をいつぐらいに目標としてしようかということで、私も行政の事務方といたしましては、来年の第3回定例会にというようなことを申し上げたところでございます。それを前提につくってある内容でございます。まず1番上に表側に制定手続というのがございます。条例制定の手続として、条例素案を策定して、上程するのが来年の8月にもう条例案が固まっているというような状況に持っていきたいということ、それから制定に関しては、これはかなり重要な条例になりますので、パブリックコメントを実施したいということが、この黄色のところを書いてございます。パブリックコメントの時期としては、5月ごろかなというようなことで考えてございます。それから逆算しますと、その前に骨子案というのができていて、パブリックコメントに基づいて、その骨子案を修正が必要であれば、修正したものを素案というふうにさせていただきます。それをもとに条例案文を具体的に作成して上程すると、こんなような流れで考えてございます。

お手元の表側の、今度はピンク色のところですが、会議体というのが書いてございまして、下の3つは現在あります区民検討会議、それから議会のほうの自治・地方分権小委員会、それから専門部会、1番上にありますが、検討連絡会議というようなことで、この検討連絡会議の中で、条例骨子案、それから素案を固めていくという内容でございます。こちらにつきましては、来年3月ぐらいを目途に、骨子案がまとまるようなスケジュールで考えてございます。そのピンク色の会議体のところの上から2段目に、三者案の調整ということで、さきの検討連絡会議の中で、1つの案としてそれぞれ3つ、議会、区民、それから専門部会というところからこの骨子案のたたき台を、検討連絡会議にお出しするたたき台をすり合わせする作業部会のようなものを各2名ずつお出しただいてというような案を示したところです。それについては、後ほど御議論があるかと存じますが、予定としては三者間の調整をパブリックコメントの後、条例素案の策定まで引っ張っていくと、こういうようなスケジュールになってございます。

それから、最後の3つ目の区民への周知活動とありますけれども、ここには広報掲載、それから区民アンケート、それから区民討議会、これは例えば住民基本台帳から無作為に抽出した方々にお入りいただいて、いろいろ意見をちょうだいするというようなものでございます。それから

あと最後のところに書いています地域懇談会、こちらはこの本検討連絡会を立ち上げる際に、10特別出張所で説明会というような形でやりながら、御意見をいただいたと、こういうようなもののイメージでございます。その下のその他のところは定例会の予定であるとか、選挙であるとか、そういうようなものが日程として入ってございます。

それから1番最後のところに、イベント等の情報ということで、これは後ほど御説明しますが、1月30日に自治基本条例中間報告会というのを、場所も具体的に予約をしておりますので、行いたいというようなことでございます。

スケジュールについては、このロードマップについての御説明は以上でございます。

それで、ここからは専門部会でこの1番最後の区民への周知活動というところ、これをどんなふうに割り振るかという議論をしましたので、その結論を御紹介申し上げます。この区民への周知活動のうち、広報掲載は適宜やっていくにいたしまして、区民アンケートですが、こちらはパブリックコメントとか、骨子案ができてからやるというよりは、まず今現在の段階でやってはどうかというようなことで、イメージとしては、今年度内、10月から来年3月までの間に実施してはどうかというのが1つでございます。

それから区民討議会はパブリックコメントを補完するというような意味合いで、やはり時期的にはちょうどパブリックコメントと同じでも構わないと思うんですが、4月5月、あるいは骨子案ができた段階で、パブリックコメントとある程度並行した形でやっていくと。

それからあと地域懇談会なんですが、これは専門部会としては、条例を制定後に区民の皆さんにお知らせすると。この条例を活用していきましようというような呼びかけをするような意味合いで、専門部会としてはどちらかということ、条例制定後の今後のことというようなことで、この地域懇談会については、来年の第3回定例会で御議決をいただいた後というようなことで、11月以降というような考えであります。

辻山座長 ありがとうございます。それでは、ロードマップに示されているスケジュールと、それから少し口頭で追加になりました区民アンケートの実施時期、それから地域懇談会の開催などもございましたから、あわせて御質問、御意見あればお伺いしましょう。

山田委員 制定までの大まかな経過について、非常にわかりやすいというふうに思うんです。それで、自治基本条例に限らず、重要な条例については制定手続としてはこういうふうなことをやってきたんだと思うんですが、それで骨子を決めた後パブリックコメントをやる。で素案をつくって、議会に上程すると、そういう案ですね。

で、基本的な形だというふうには思いますけれども、例えば条例の骨子案について、区民の皆さんからパブリックコメントを通して意見をいただくわけですが、それを十分受けとめて、検討し合って条例の素案に反映させていくということになるわけですが、条例の素案ができた後、区民の皆さんの意見を聞く必要がないのかということなんですね。パブリックコメントをやるかどうかは別にして、私は素案をつくって、議会に上程するその間に、時間的にこれを見ると窮屈な話ですが、やはり住民の皆さんに説明をする、あるいは住民の皆さんから基本的な意見を聞くという、そういう機会をとるべきじゃないかというふうに思うんです。

今までは確かにこういうふうなやり方をしてきたというふうに思うんですけれども、自治基本条例については、条例素案ができて、議会にどうぞ議決をしてくださいという、その間にやっぱり区民意見を聞く何がしかの機会というのは必要じゃないかというふうに思います。

あざみ委員 パブリックコメントの後に、それから区民討議会を受けて、素案にするという段階を踏むわけですが、これでいくと、半月ぐらいですね。6月の真ん中あたりに素案をつくるということになっているので、それだとすごくスケジュール的には大変じゃないかと思うんですよ。これまで区は骨子案つくって、パブリックコメントやって、その後こういうふうに変えましたという、こういうふうに変えましたという結果については、余り変わっていないことが多いですね、はっきり言って。ほんのちょっとの修正はもちろんありますけれども、今回は素案のところまでこれでいけば三者の連絡会議がかかわるんですよ。そうすると、それぞれがまた持ち帰るかはどうかは別にして、ここでパブリックコメントの結果や区民討議会の結果をたいた上で素案にするには、半月ではちょっとというのを思いますけれどもね。

久保委員 黄色、ピンク、そして白、区民への周知活動のところの2番目にある区民アンケートの実施という、この10字の文字が非常に不安でならないんですが、一体本当にいつ、そして何を目的にしてやるのか。アンケートってイエスかノーだとか丸をつけるんでしょう。それを実際に

これほど多くの各区民とか行政とか議会とかというところで一生懸命やったものが、マルやバツでアンケートがとれるものなんですか。これが一番不安なんですか。

藤牧委員 今お三方より御指摘をいただきました。まず1点目の骨子案の策定の後、素案になって、その後何らかの区民への御説明なり意見を聞く機会というようなのは確かに必要なと。と申しますのは、一番下に書いてある地域懇談会というのは、言ってみれば、私も条例制定後にやりましょうというような御提案なんですが、決して、その前にこういった説明の機会というのは、実のところそういうものがこのままでいくとなくなってしまうんですね。そういうことで、やっぱり何らかの形で条例制定前に、区民への説明会なりはやったほうがいいだろうと、こういう認識は私も持っています。それをどういうタイミングでどのくらいの箇所数で、どのくらいの規模でやるかについては、今後十分御議論いただいて、詰めていけばいいかなと、こんなふうに思います。

それからあと2点目の骨子案からパブリックコメントの終わった後に素案を固めるという時期がかなりタイトではないかというのも、まさにそのとおりでございます。この検討連絡会議で、それに対するパブリックコメントに対する回答とか、こういう部分は反映する、こういう部分はこういう考え方だから、反映はできないけれどもこうなんですというような、そういうものを検討連絡会議の中で練り上げて、それで素案にまとめるということなので、そういう意味では素案の策定というのが6月中旬のところについていますけれども、これは議案まで固めるまでの素案の精度にもよると思うんですけれども、これを7月ぐらいまでずらすとか、そういうことは可能だろうというふうに思っております。いずれにしても、この検討連絡会議で調整を図るということについては、同じ認識でありますので、その辺についてももうちょっと詳細なスケジュールを今後詰めていく中で十分にそういう議論ができるような機会を確保していきたい、いければというふうに思っています。

それから3点目の区民アンケートなんですが、これはこれまでも自治基本条例を少しにらんだ形で、区民の皆さんの自治意識とか、地域とのかかわり方というのは世論調査でありますとか、あるいは分譲マンションのそういう調査でありますとか、いろいろな場面でやってきてございます。

で、今回何で骨子案の固まる前にやったほうがいいかということなんですが、骨子案について、言ってみれば意見を言うのはパブリックコメント制度というのがあるわけですから、それできちりと意見を言っていたかと。ここで意味しているアンケートというのは、少し普及啓発的な意味合いも含めて、今まで自治意識というようなことでは調査をやっていましたけれども、この自治基本条例についての我々の知っておきたいような関心度とか、どういうことを盛り込んでほしいとか、そういうようなあたりの意向の強さというようなことですね。それからまた範囲についても、区民アンケートと書いてありますけれども、これまでもいろいろと議論になっていましたが、区民の定義にもかわることだと思うんですね。住民基本台帳から抽出してアンケートをやるということも一つは考えられると思いますし、またそれ以外にも、例えば事業者であるとか、あるいは区内で活動をしている方々に対してとか、そういう方々に対して、自治基本条例への関心度というんですか、そういうようなことなんか少し知っておいたらいいのかな。

つまりこれから骨子案を策定するに当たって、幾つか多分論点になるであろうようなところの世論、そういうものを少し把握していくような意味合いでのアンケートと考えています。したがって、でき上がった骨子案についてマルとかバツとかというようなことをとるようなものとしてはやらないほうがいいだろうという意味で、前倒しでやってはいかかかと、こういう御提案でございます。

高野委員 区民検討会議の話し合いにおいては、一応このスケジュール的なもので余り拘束されると困るという部分もありますが、一応合意を確認しました。それで、区民委員の検討会議の中の意見ではないんですが、例えば今お示しの中間報告会がございまして。中間報告会の後、まだ、ほとんどいろいろな内容のものが区民に知らされていないと。それで急にでき上がってから、この段階でこうですよ、骨子決まりましたよというんだと、そこで1回、例えば懇談会とか、そういう形を設けるということで、でき上がった後皆さんにお示しする、条例になった後でまたそういう形をとるとか、やはり今回のこれは単に区民の生活にかかわる部分があると思いますので、やはり段階的にやることと、それからどうやって告知するのか。

例えばよその事例でありますと、どうしてそこに議会が入っていたのかということを一生涯シンポジウムしたり、いろいろな形で今回何で三者でやったのかとか、そういうふうな試行があって、そうするとその理由がまずわかってきたりとか、それでそれがどういう流れで決まって

いくのかということが区民の皆さんにお示しできるのであれば、そういう形をとることによって、この自治基本条例が、いわゆる嫌な言い方でやらせというか、何か知らないけれども、みんなが話し合っていて、どこかが勝手に動かしているんじゃないかという、そういう疑惑、疑義がないような形のものをやはりつくっていきたいというのが区民の意見だと思います。

その中に考えてあっても、行政が考えていらっしゃる場所も、まさしくスケジュール的なところはよくわからない部分が区民にありますので、それはお任せするしかないんですけども、ただ目的論的に、じゃアンケートは先ほど出ましたけれども、事業者、団体というお話も出ました。区民の中にはやっぱり事業者も団体も入っていたりということがあるので、この辺はすごく全員に示すということに関してはいいというふうに考えていました。

それからあと、あくまでもここの検討連絡会議の中で何でも話し合っていきたいというところが区民サイドにおいては多数を占めている状況でありますので、そういう仕組みというか、そういうことの工程でやっていただければと。

それからあと、全体の流れは、はっきりいって法制に至るまでのことはよくわからないので、自分たちはとにかく自分たちの意見ばかりを出すんじゃないくて、お互いに討議し合って、お互いが理解して、それをいわゆる区民に信託されなければ、全く何でもなくなってしまいますので、その部分を根底に入れてもらって、いろいろなプランニングをしていただければというふうに考えております。

久保委員 先ほど区民アンケートの実施という10文字の存在が非常に不安だと申し上げて、説明を伺って、ますます不安になったんです。例えば日本国憲法というものについてのアンケートだったら、日本の国民だったら一度は薄い、厚いの別抜きに、通り抜けています。しかし、自治基本条例の骨子案なり、文案なり、策定過程だったらなおさらですけども、素案とか骨子案とか、そういうものを全区民に一度は読んでもらった上で、アンケートをとるんでなかったら、このためのアンケートは何の意味もない。ただ自治意識が高いか低いかというアンケートによって、僕らが今つくっている、そしてできるであろう骨子案なり素案が、自治意識が高ければ、その原則なり主要部分なり、あるいは枝葉の部分なり、そういうものが変わるんでしょうか、自治意識が高い低い。そういうアンケートの結果、低かったらこの文字はだめだというようなことになるんでしょうか。僕は自治意識を見るためのアンケートは、この自治基本条例には、極端に言えば無縁だと、そのために時間やお金、労力を使うなんていうのは無駄だと思っています。

辻山座長 ある意味では高野委員が触れたように、中間的な骨子が固まったところで、広く周知してもらおうというチャンスをつくったほうがいい。パブリックコメントだけではちょっと心もとないという御意見と、今のも似ていますね。つまり骨子が出ていないのに、アンケートをやっても何をそこで測定するんだという。そこのところはかなり慎重に考えていかないと、私も実は今回のここの新宿区における基本条例の作り方が、言ってみれば特殊なので、これまで各地でやってきた住民への周知、公表とか、あるいは意見を聴取するというやり方では多分だめだ。なぜなら、ここはもう三者がそもそも合意に向かって議論しているので、住民たちが置き去りになるという確率が非常に高いんですね。だから、そういう意味ではかなりほかよりも手厚く住民に各段階で情報を流して、三者でこんなことをやっていますよということをもっと知ってもらい、次に中身について考える材料を提供しようという段階を踏んで、その都度やらなきゃだめだろうなということにはちょっと思っているんですが、これは人手と経費のこともありますので、十分検討していただかなければなりません。少なくとも、例えばアンケートの時期をずらすとか、中身に盛り込むものを変えたりとか、パブリックコメントに合わせて骨子案を、例えばこれは広報がこの辺にはないので、同時に広報の特集版でばっと骨子を全部流すとかいうようなことはあり得るかなという気がしますけれどね。どうしよう、検討の余地はありますか。

藤牧委員 先ほどアンケートで自治意識というのはこれまでもいろいろやってきたのですが、条例案とか、おっしゃるように骨子案ができてからでも別に向に差し支えないと思うんですけども、そういう自治基本条例というものについての、自治意識が高いから低いからとか何とかという自治意識のありようというのは、これまでも世論調査とかそういうところでやってきたので、今回は自治基本条例というところに切り口でアンケートをやってはどうかと、こういう意味で申し上げた次第です。

辻山座長 それでも基本条例一般について、あなたは知っていますかとかいってもしょうがないかなという気はしますけれどね。そこら辺は時期と内容について、もう少し詰めてみると。どう

セクエスチョンネガができるときには、一遍お諮りしたりするんでしょう、こういうことで聞いてみたいんだと。

小松委員 例えばそのアンケートをとるとすれば、私は今回の検討する中で、区民委員の32名の区民の方々、いろいろな考えの方々たちが集まってやっていらっしゃる、御苦労されている、まとめる、本当にここにやっぱり一番、区民委員の方々の母体の島、一番重要なお立場だろうと本当に打ち合わせをするほどに思ってきたもんですから、そうすると、例えばアンケートをとるとすれば、区民の皆様方の母体のところで、どういうアンケートをしたらいいとか、そういうことを考えていただければ、いろいろな方が集まっているというのはよくわかりますよね、いつもお話を受けている中で。例えばアンケートするとすれば、時期とかそういうことも検討していただければ、内容とか、そういうのがより区民の方から集まるんじゃないかと思うんですけども。

高野委員 うれしい言葉ありがとうございます。ただし、今この来年の3月までにこの話を全部終わるかどうかという、タイムリーなものもございまして、その後の方法論であれば、またそれなりのものもあるかと思うんですけども、今の段階としてはお言葉のとおり、地域から代表で来ている、あるいは公募で来た方とかということでは、いろいろな目線が違ふと。本当に区民目線ということで、小松委員からの御指摘は最高にいいと思います。ただ、今私も地区協議会の代表として出て来ておるんですけども、今、地区協議会のほうに御報告しているのは、こういう傾向でこういうことをやっていますと、具体的にお示しできる内容をほとんど地区協議会にも報告していないと。そうすると、急にそれがぼんと出されて、みんなどう思いますか、アンケートつくりませんかといっても、このアンケートつくるためのもが出ていないから、急に言われても同じかなというふうな部分がございますので、だからその辺の部分もちょっとタイムリーなところ、もうちょっと安直に決めないで、もう少し区民のほうに認知しているしていないはまた別にしても、同じような情報が地区協議会のほうに流れるまでに至れば、その部分というのはやっぱりオーケーかなというふうに考えています。

小松委員 私はある意味では地区協議会の代表の方、町会からとかNPOの代表の方とかあるいは公募委員とか、いろいろな方々が32名の中に抽出されてというか、いらっしゃるんじゃないかと。ですから、その区民委員の方の中で、話がある程度方向性が決まらない限りは、幾ら区にアンケートをしても同じなんじゃないかなという気はするんですね。ですから、どうやってこの三者の検討会議を区民委員の、私なんか最近はこの区民検討会議の皆さん方の意見が大変重要なんだろうなと、その進捗状況がまた大事なのかなというふうに思っているんです、お話し伺っている中で。ですからどうやって打ち合わせの中で、区民検討会議の皆さんの意見をきちっと応援できる形になるのかしらとと思ってきているんですけど。

野尻委員 ありがとうございます。地域の自治の基盤を担っているという自負している地区協議会でございますけれども、今区民検討会議の中では地区協議会だけが10地区ということで、新宿区を全部総ざらいしてしまして、そういたしますと、その地区協議会でいかに今の自治基本条例の進捗状況といいますか、細かい説明を手にとるようにいかにしていけるかという、その辺が非常に難しく、中間報告までの間にも何度も本来ですと出張所での説明会ですか、本当は開いてほしいという声も多いんですね。地区協議会自体が大変温度差がありまして、この撮影に入っただけでいらっしゃる落合のほうに学識経験者の先生をお招きして会を持つところもあれば、私なんかは一生懸命説明してもよくわからないと言われる地区協議会もありますし、余り何もしていないところもありますし、そういうところをアンケートを全体に出しても、なかなかいい答えは返ってこないというのも一つの心配ですし、またそのまま何も統一的なものもなく、中間報告会に入るというのもちょっと心配なんです、これはもう各地区協議会のみならず、NPOとかいろいろありますけれども、もう代表で一応区民検討会議に出ている委員が、個々人で自覚して啓発していく、それしかないでしょうか。それはちょっときついです。

喜治委員 今小松委員が言っていたように、私たちが持ってきている意見をすごく尊重してもらおうというのは本当にすごくありがたいことだなというふうに思っています。久保委員が言われたように、今どんな項目をつくって、どうやって問うのかと、それも本当にそうだなと思って今高野委員初めとして皆が言ったとおりだと思います。

それはそうなんですけれども、私はずっと不安なことがありまして、それを参考までに言いたいんですが、それは何かということ、区民の何か代表かのごとく、この区民委員がなっているんで

すが、私は区民の代表ではないんだらうというふうに思っているんですね。で、公募委員で出ていますので、たまたま地区協議会から選ばれて来ているわけでもないし、それから1人の1区民としていろいろな意見をぶつけようというつもりで区民の委員会にも入っているし、この場にも来させてもらっています。ですから、ほかの区民の皆さんは一体全体、本当にどう考えているんだらうかというのは、すごく不安なんですね。区民の代表者はもちろん議員の方々ですので、議員の方々がそれぞれの後ろにいらっしゃるたくさんの区民の意見を集約しておられるんだらうというふうには思っているんですが、その議員の方々が随分とこちらの意見を尊重してくれるので、なおさらだんだん不安になってきまして、いいのかなと。

30万区民、あるいは80万区民の皆さんはどんなんだらうかというのは、どのタイミングかわからないんですけれども、アンケートとかさっき言われた世論調査みたいなことというのはあっても悪くはないのかなというふうには思うんですけれども。この自治基本条例の存在意義自体も、皆が一体どう考えているのかと、何かすごく不安はありますということだけちょっと言わせてください。

辻山座長 野尻委員がおっしゃったように、自発的に例えば自分を推薦してくれたところなんかには一生懸命にやってたりして、汗流すんですけれども、事例からいえば区民検討会議みたいな組織の中に広報委員というのをつくったりするんですよ。それで広報戦略をそこで練って、小さなフォーラムをいっぱいやりましょうとかいうような企画をするんですけれども、いかんせんどう見ても皆さん忙し過ぎ、今ね。それよりも内容を詰める、議論するほうがとても時間が大変でしょう。そういうことを考えると、広報委員を先頭にして、区民委員みずからが広報委員となって駆け巡るべしとか、全然言えませんよ、やっぱりね。

だから何か効果的な方法を考える。それは少し時間を持って、先ほど言った最初の案だと区民アンケートを年内にとか、遅くとも年度内にとかということですから、もう少し時間見ながら、タイミングをとると。ぎりぎりまでいったら、うまくいけば骨子案でアンケートかけるということもできるかもしれませんので、ということで、少し様子を見るということにしましょう。それは失礼ですけれども、予算とかは確保されるわけね。

藤牧委員 私どもは予算は確保して対応していきますので、と同時に何が何でもアンケートやらなきゃいけないという思いも、逆にいえば皆さんのお考え次第で、ある部分いろいろと柔軟に対応していきたいと思っておりますので、座長おっしゃられるように、もう少しその辺のアンケートの位置づけなり、広報の仕方だとかそういうあたりの議論を少しして、それでやっていくのは全く差し支えないと思いますし、むしろそのほうがいいかなというふうに思っております。

辻山座長 あと一つだけ私から注文がありますが、これまでの例でいうと、例えば市民会議をつくって、まとめたものを一種の答申にすると。それから条例案になって文章化されて条例案になっていくと。議会で修正を受けるなり何なり、そのプロセスのときに、つまりここでいうと、骨子案ができ上がって、なおかつ三者それぞれが調整をやるんですけれども、最終的にパブリックコメントやあるいは何らかの説明会、市民討議会などをやって、その意見を取り入れて骨子から素案にまとめるときに、一回我々に戻してもらいたいという意見が結構あるんですよ。その時間がとれるかどうかということとはちょっと考慮して、先ほど7月ぐらいまで延びても可能じゃないかということでは言われましたので、それならば入るかなと思いますけれども、それはどこへ戻すかということ、区民検討会議へ戻すという時間がやっぱり必要かもしれないというふうに思いますね。

きょうは大体そういうふうな申し合わせでよろしいですか。

根本委員 そうすると、このピンクのところの検討連絡会議の開催というところという、骨子案と斜めに入ってくるとなると3月末までに骨子案をつくって、4月からはこれは素案の策定作業に入るというふうにこの矢印は見ていいわけですか。骨子案を3月末までにまとめて、何らかの区民の皆さんの意見を聞きながら、素案化していくという作業に入るわけですか。

藤牧委員 おっしゃるとおりで、この検討連絡会議の中で、骨子案を固めて、それでそれを修正したりしながら、素案を固めていくと。その骨子案というのを来年の3月、それから素案はここに矢印があるように6月と、そういうような意味でここに線を引いてあります。

根本委員 区民討議会というのがあるけれども、それからさっきのもう一回地域懇談会をやるべ

きだということもあるし、アンケートもあるだろうけど、そんなにいろいろなことをやりながら、骨子案から素案化していくと考えていいわけですね。わかりました。

辻山座長 そのほかどうですか。

じゃ少し時間もたってきたので、次に前回の会議で作業部会といいたいでしょうか、この場で検討する案をつくるための何か部会のようなものをつくったらどうかというので、当初は副座長とそれぞれから1名を選んでもらって、6人ぐらいでやったらどうかというようなことで、それぞれ持ち帰って検討されたというふうに思いますけれども、その後の経過を教えてくださいと思いますが、最初区民委員の方で。

高野委員 前回の9月17日の検討会議において、運営会で受けて、骨子案のたたき台を検討する機関という形で、区民、議会、行政の2名掛ける3ですから6名でということ、ワーキンググループの設置ということについて諮ったところ、検討連絡会議の開催日をふやしてでも、骨子案の作成は現行の検討連絡会議で検討すべきという意見で合意しました。

その中には、どういう話があるかということ、結局ある意味で先に副座長とどなたか選んですると、区民検討会議のほうにおいては、この6人のバランスがありまして、地区協議会何名、それから区民代表何名、それから諸団体の商店街とNPOが何名というところで選出されていますので、そうすると私は別ですけども、それ以外の方が1人だけ出て、その意見だけで通すのかとか、そういうふうな意見もあったり、それから逆にここでできないのという部分があって、やってみなければわからないから、これを一回やってみて、それでもできなかったらまた考えてもいいんじゃないかというふうな考えの意見もありました。主な意見です。

辻山座長 区民委員の方、それでいいですか。補足ありましたら、聞きますけれども。

じゃ議会のほうから。

根本委員 きょう5時から小委員会やりまして、今の提案の区民検討会議のほうの副座長案というのは、副座長調整会議で事前に聞きましたから、うちのほうは2名2名の6名でだれにしようかということ、きょう諮ろうと思ったけれども、今のようない意見ですということ、提案して議論しました。わかったと、区民検討会議は6人でいいと。けども、うちのほうは2人で、やっぱり調整会議で。だから6人6人2人でもいいから、うちのほうは2人で出て行く、それでやっぱり案文調整に入らないと、間に合わないんじゃないのかというので、委員長の私と副委員長の山田委員でよければ、じゃ2人でいきましょうと。こういう案を出してみようということでございまして、それでもやっぱり6人6人6人でやるべきだということならまた、そのとき考えますということなんです。

辻山座長 いいですか。異論ないですね。(発言する者あり)

行政のほうは、専門部会はどうですか。

藤牧委員 専門部会は副座長ともうおひと方というところの人選中というのが現状です。先ほど副座長会の中でも、区民検討委員の皆さん方の御意向も伺っている中で、やはりそれはそのとおりだなというふうに思っていて、これは検討連絡会議の回数を、端的に言えば今は月に1回それぞれ持ち寄った意見をすり合わせするということに加えて、今度は前回のおさらいのところで骨子案を作成するという、そういう2回ぐらい、つまり検討連絡会を倍増するぐらいの形で、そういうふうに思っております。で、先ほど議会のほうから、2人2人6人というような御提案もございますので、私どもも2人ということであれば2人でもいいかなというふうには思いますけれども、何が何でも6人という、そういうこだわりは逆に言えば行政はそんなないんでありまして、そういうことです。その辺についてはまだ何人かというのはその後話してないので、ただ検討連絡会議をふやすということはどうでしょうかということも思っております。

辻山座長 これは区民検討会議のほうは一応6人で取り組んでみたらどうかということ、で落ち着いたわけですね。やってみましょう、それでね。今ここで合わせて2名という決定もできないでしょうし、ただ、大変審議の手足もがれますよ。つまりこっちは素案つくっているのは2名しか出ていないでしょう。4名は好き勝手にその素案を批判できるんです。何でこんな文章選んだんだとか、こちら6人みんなが基礎案にかかわると、発言がしにくくなるんですよ、実は。そんなことも実験でちょっとやってみて、これじゃかえって議論がしにくいよというんであれば、また人

数そろえるとか、そういう工夫をしてみましょうね。

喜治委員 6名でということは、もうその会でどんどん決めていこうという意味ですから、2名2名の方が出て、こちら6名出て素案をつくって、もう一回またこの全体でやるんじゃ、それこそ二度手間、それだったら最初から2名にされたらどうですか。そちらも全部2名にして、それでいいんじゃないんですかね。よくわからないです、その意味が。我々は6名そろったんだったら、みなさんも6名でやるんだったら6名出てきてもらいたいし、2段階にしたらすごく二度手間、すごく無駄だと思いますけれども、時間が。

辻山座長 つまり3×6、18人で基礎案をつくるということが可能かどうかということなんですよ。

喜治委員 だからまずやってみましょうという御提案なので。

辻山座長 そのときに18人で議論するのは何をもとにするかというのがありますね。それはだれがつくるのかというのがあります。

藤牧委員 この間の副座長会で、その辺のこの検討連絡会議で骨子案を調整するという、6人6人6人で調整するという、こういう前提での話なんですけれども、そのときにその骨子案の素案をどこがつくるのかということなんです、これはやはり事務局として単純に今三者案というのを表で出していますね。で、例えば区分AだったらAのところを単純にそれを並べて、同じカテゴリーに入るものは2段書きにするとか、多少表現が違うところは括弧にするとか、そういうようなものをまずつくってお出しして、それで議論するしかないのかなと。

で、前回御提案したのは、そのときにある程度すり合わせしたたたき台をこの検討連絡会議にお示して、あくまでも検討連絡会議で決めるんですけれども、その素案づくりの作業を行う部会として2人2人2人の6人でどうでしょうかというような意味合いで、前回申し上げたつもりなんです、ただそれは検討連絡会議でやるのも同じことだということであれば、この事務局機能を担っている議会のほうと私ども区長部局のほうとの事務局的な立場で、その三者案をもう単純に全くそのとおりに、多少同じような部分は並べ替えがあったにしても、くっつけたものをたたき台としてお示しするということができないのかなと思います、事務局としてできることは、やっぱり一言一句そんな勝手に変えられませんから。

佐原委員 今専門部会でお話しされたやり方のほうがいいと思っているんです。これは条例作成の手順としてはこういう手順が流れとしてはあるわけなんですけれども、やはり私たちは大体大まかに決められた終わりがあるわけですから、何もないところでたたいていても、果たしてそれができ上がるのかどうかも、実は私自身も心配なので、やはりたたき台はどこかでつくって、それに意見を入れたり、文言を入れたりしていくのが、決められた私たちのやれる範囲の最大限力出せるものかなと思いますね。やはり大勢でやるのも大事なことなただけけれども、やはりある程度のものをつくっておいて、それで大勢で意見を出し合う、こういうやり方のほうがいいかなと思って、専門部会のやり方が僕はいいかなと思います。

樋口委員 今議論されているのはたたき台の内容というか、ちょっと言葉はあれですけども、精度というか、それをどこまでどこまで出していくかということだと思うんですけども、今、藤牧委員がおっしゃったのは、事務局としてまさに最低の整理まではして、それをたたき台とする。この前おっしゃっていた2名ずつ出していくというのは、それをもう少しすり合わせて、もうちょっとそれこそ調整したものでここに出すということだと、私は理解しているんですけども、それでよろしいですか。

そういうような話は、私どもの運営会議でもなされて、そのときにすり合わせ、調整するのを私たちのいろいろな、先ほどからおっしゃっているいろいろな立場の人たちの中から2人にそれを出して行って、その2人が調整をする、すり合わせをするというところの責任が持てるのかどうかというところの話が出ました。で、それはそのときの議論では、やはり私たちも含めて、その中では6人の人はどう考えるんだということを結構言われまして、言われてもなかなかこう考えるということまで言い切れない部分もあったんですけども、それで結果としては、その調整の前の、それは私の意見でも申し上げたんですけども、整理をするところは事務局でやっていただいて、そしてそれをここに出していただいて、18人ですということの案を実は出したと私は理解しております。

それで、今のお話の中で、2人とか6人とかいうことがありましたけれども、もしそういうふうに、先ほどおっしゃったように並行して、一つ一つのことをやりながら、でもその前にあったおさらいみたいな形で整理していくということ、同時に同じ日にやるんだとしたら、それは結局は6人6人6人の参加でなければ、会議としても成り立たないと思うんですね。ですから精度の問題だと結局思うんですけども、区民検討委員会としては、やはりそこにすり合わせ、調整まで2人が担うということが難しいというふうに思っていますけれども。

辻山座長 何が問題かという、例えば事務局がこれまでの意見を整理して出してきた、これまで出たA、B、C案の羅列にしか過ぎない。なぜならば、区民の権利というところで議論が分かれたように、権利は区民として政府をどのようにコントロールしていくかという主権者としての権利を書くものだというのと、そうじゃなくてすべて人はというふうに人が人らしく生きる権利を書くべきだ、これはどっちか示してやらないと、事務局は作業できない。そこをだれが詰めるのかということなんですね、結局。

樋口委員 今思ったんですけども、多分そういうことだと思うんですね。そうすると、結局私たちの側で2人にしたとして、そのことを前もって6人で1度というか、テーマごとに話をして、それを2人に託すという作業をすれば、できればそれは可能かもしれませんね。

辻山座長 でも託しても、6人の間で否定されるかもしれませんから。

樋口委員 さきほどそれを先生は議論とおっしゃったんですね。

辻山座長 そうそう。だから、ここにもう一回出したときに、ここではどういう議論をやるかというのは、まさに平場でやるわけ。基礎に参加した人もしない人も平場でやるということなので、どうしましょうね。一遍、藤牧委員が言ったような、事務局でここまでぐらいのことなら提示できるんだというものでやってみると。

根本委員 副座長3人での高野委員の報告を受けての調整は、見解はどうだったかという、じゃ6人6人6人でやろうと。そのかわり回数をもう一回ふやさないといけない。一回は報告整理、この回ね。もう一回はそれを受けて案文調整に入る会議というふうに月2回ぐらいやっていかないと間に合わないなというのが一つ。それで事務局はその整理をここできょうやったものを三者案で整理したものを出してもらって、2回目やると。さて、それで座長の先生が月2回とれるだろうかという心配をしながら、相談してみようということ。

辻山座長 それより私、多分神経がもたないと思いますよ。

根本委員 私は持ち帰って話したんだけど、それじゃおまえ、まとまらないだろうという話に。だからこの話の中で、どう今この議論の中で変わるかなんですけども。でもどっちにしても平場でやるんだとしたら、月2回ぐらいやっていかないと間に合わないね。

山田委員 私は作業部会で一定の最低限整備できるものは整備をして、この場にかけて。で、ここでいろいろ、最終的にここで決めることですから、ここで闊達な議論をして、集約するところは集約すればいいというふうに思っていたんですけども、区民委員の皆さんが2名に絞り切れないということですから、それは全体でやるしかないというふうに思うんですね。ただ全体でやるということになっても、さっき藤牧委員が言ったように、一定のたたき台というのは必要ですから、それはだれが作るかは別にして、だれかが出していたかなきゃだめだというふうに思う。で、区民委員の皆さんがそういうふうな意向だったら、しばらくそれでやるしかないんじゃないかというふうに思うんですね。私は、でも多分2倍にしても時間的に間に合うかという不安はありますね。

辻山座長 結構大変なんですね。ちなみに私の経験でいうと、この起草委員というのを30名の市民委員の中から5名選んで起草してもらったんですけども、この人たちは週に1回ずつぐらいやったそうなんですけれども、毎回11時過ぎまで、一応6時からやるんですけども、やって何かもう疲労困憊で抜けるわけにもいかず、最後は何か苦役みたいになっていたのもありまして、少人数の方に負わせるのも大変だなという気はしているんですけども、実は大人数だとますます

とまらないということは間違いなくあるので、それは皆さんの会議に臨む姿勢といいたいでしょうか、譲るところは譲ると、主張するところは主張するという原則でやっていこうということであれば、そこに希望を託してと。

久保委員 具体的なことをいったら、どうしても結論きょう出なくてはだめなんです、ここで原則的なものを合意したいと思うんです。ここの座長の先生を含めて、19人のこの場は、基本的なことはもう合意すると。そして、その基本的なもので合意されたものは一定の比率で2名6名2名、あるいは2名3名2名なり、その少数の方に託すと。それは文言の調整とか、多少の調整ですね。そういうことはその人たちに任せるといふうにしないと、山を登ってしまう。絶対船頭多くして山へ登るで、これ19人でまとめをやるうといったら、本当にどうしようもないと思うし、出てきた以上は自分の意見を言うのが義務だと思って18人いるわけですから、いいやいいやなんていふうにはならない。だから、やっぱり船頭多くして山へ登ってしまうのは確実、それならやっぱり文案の調整なり、わずかの調整というのはその人たちに任せてしまうと。その前に基本は合意しましょうというのをやって、最終的に任せてできた骨子案なり、たたき台なりをここで最後に十分に討議すれば、両方のやり方というか、やり方も非常にいいし、また民主主義も大事にできるというふうに思ったんですけども。

野尻委員 区民検討会議の中では、行政にお任せというと語弊がありますけれども、したくないと。自分たちでつくりたいんです。ですから、バランスだけではなくて、6名がみんなでかわらないといけないといいますが、そういう考えなんです。ですから、私の個人的に考えるのは、もうその6名6名6名がその中で自分たちでたたき台をつくった3つのたたき台が1つになって、ここの18人の中に出てきて、検討するのも一案かなと思います。

辻山座長 たたき台が3つ出てくるんですか。

野尻委員 それはおかしいんですけれどね。

辻山座長 それもありますよ、きっとね。そうなんです。その3つ出てきたものをここで1つにするのは、多分至難の業、まさにみんなで山に登りますからね。

野尻委員 そうですね、また同じことですね。

小松委員 区民検討会議の方がそれぞれの6名というのはよくわかりますけれども、例えば私たち小委員は、きょうも小委員会で結構いろいろやり合って、もといろいろ検討出したものをもう一回ローリングし直すと。御破算にするような感じの意見も出てきて、またやるんですよ。で、それでどンドンもむわけですから。それで私たちは2名でいいという結論にきょうは実は達したんですけれども。ですから6人6人6人でなくても、区民検討会議の方は、6名でないといけないという結論に達したんですけれども、私たちは2名でいいという結論に達したんですね。あちらは知りませんが。ということで、こちらの検討も尊重していただければ、いいんじゃないかと思うんですけども。

山田委員 さっき久保委員がお話しされましたけれども、久保委員の提案というのは今までと違う一つのやり方についての考え方だといふうに思うんですよ。要するに、ここで基本的な議論は十分やると。で一定の方向が出たものについては、三者の代表がどこかで煮詰めて、そして煮詰めたものをまた持ち寄るといふうに提案だといふうに思うんですね。私はそれは区民委員の皆さんが全体で参加をするということも十分保障されるわけですから、それはそれでいいんじゃないかなといふうに。むしろそっちのほうが、物事が進んでいくやり方になるんだらうといふうに思うんだね。

高野委員 区民委員の言い分というとなんか変なんですけれども、まずここに来る前に、全体でやって、それから全体会の結果を受けて、運営会をつくります。で、そこで諮ります。で、その運営会案ができないと、運営会はまたそれに対して日にちを改めてもう一回検討します。それで出します。でまたもう一回差し戻して返ってきて、それを1つの項目に対して2回か3回はそういう形をします。そして今、小松委員から言われたように、6人のすり合わせがほとんどないんですね。だからそれをすると、また6人すり合わせして、だからプラス何回という、本当に定期を買うよ

うになるので、だからその部分をどういう形でうまく整理していけるかと。それからその中に、座長からこの部分は検討しなさいよといった部分は全く全体の中においても全然触れていないので、その部分また一回ふえれば、こういうふうに提案があるんだけど、みんなどう思うという、この項目以外に立てると、それで一回ふえるわけですね。とそれに対してまた運営会が、またそこにこういう話があって、こうだねということを出していきというふうな流れになると、それでまたプラス2になるわけですね。

そうすると、本当に週2回ぐらいのレベルで来ないと、今の案からいくと大変かなという部分になってきますので、だからそういう意味でも、全く信託を受けていないわけじゃないんですけども、区民検討会議委員の中から自分たちがやっぱりこれは通したいねという気持ちが強いので、その気持ちを酌み取る意味でも、やはり何とかしてこちらの意見を、さっき野尻委員が言った話でちょっと笑いですが、結局どうしても自分たちで何とかやり遂げたいという意志が強いものですので、だからその部分で皆さんにも御迷惑かけている部分がありますけれども、やっぱりそこは本当に結果的によりよいものをつくりたいというところが区民の考えなので、その辺のところをお取り計らいいただければというふうに考えております。

辻山座長 はい、それは十分わかります。ただどうしてもお話ししておかなきゃいけないのは、それはどれだけ正しい主張だと思っても、3分の1の正義しかないということなんです。で、区は区民のものだと考えれば、3分の2ぐらいまで譲ってもいいかな。3分の3はないんだ。で、そう思っている方たちは、恐らく6人の方に後ろから物を投げるかもしれないという事態は覚悟してもらわないと。そうじゃないと、ここでまとまらないですね。一個も譲らないぞというのであれば、会議を開く意味がない。ですので、それはぜひとも機会を見て、運営会の方たちにも御理解をいただくようなことを今からお願いしておきたいと思っております。

高野委員 この今、これからやろうとしている作業自体がどういう流れで、そういう形でまとめられていくのかという仕組み、あるいはこの流れ、それが区民代表の皆さんが理解されていないし、はっきりいって、自分たちでもわからない部分がありますので、その部分が少し見えると、少しはみんなも大変だねという部分がわかっていても、それは時間をかけてやるべきだというような、べき論に入ってくられると、自分たちは代表になっていますから、それに対してノーは言えないので、だからその辺の部分をやっぱり少しかたい部分を、少し弱くするには、もみほぐす情報がやっぱり必要なのかなというところを感じています。

辻山座長 だからどういうものを提供すれば、そのもみほぐす材料になるかということをおもひで考えなきゃいけないですね。

喜治委員 そのためにも、先ほど山田委員がまとめてくださったように、基本的なところをまずここでやって、その先っぽのほうになると、何名かの人にたたき台をつくってもらおうという流れにはなるのではないかなというふうに。今、高野委員が言われたように、どうなっていくのかが見えてこないで、今の段階でそれはちょっと説得力切れないかなというところもあるんですけども、そうではなくて、基本的な枠組みはこの場でちゃんとやってということであるならば、何かいけそうな予感がするので。

辻山座長 2つのことを考えていましたけれども、1つは全くこれと同じ場で、先ほどのロードマップでいうと、会議の一番上の検討連絡会議ですとやるといふのと、三者の調整を並行して、例えば1回おきにやるということにするか、そのどちらかを選ぶにしても、例えばこれまでの検討事項に続けて最後まで議論していきましょうねというのは、上の段でやる。三者の調整は2番目の段でやるというときに、必ずやらなければいけないのが事務局作業なんです。

つまりこれまでの会議録を全部見てもらって、ペンディングになっているのはこれとこれだと。ここを越えなければ前へ進めませんよというハードルが幾つも残されています。で、本来であれば、それは僕たちがみんな熟知していて、これとこれだろうと言わなきゃいけないんですけども、残念ながら私にもわからない。せいぜい先ほど言った区民の権利といったときは、何の権利だというぐらいのことが越えられていないよというような記憶にあるだけで、その作業をもう一回掘り起こしてもらって、ここでは意見が出て、結局どっちにすると決めていませんよというのを洗いざらい出してもらおう。それをここで議論して、どっちにするというように全体会でやるか、これは全体会でやったほうがいいたろうと思うんですけども、それを越えた後のすり合わせを、その2列目の三者の調整というところでやるときに、6人2人2人でやるか、6人6

人6人でやるかは選択肢がありそうだなという気はしているんですよ。だから、月に2回やるとすれば、1回はこの会議、もう一回はもうちょっと小さい会議みたいなのでいくか。理想は恐らく6人6人6人でずっとやるのが理想なんですけれどね。そこのところをここで今踏み切ってもらえばいい。

佐原委員 高野委員のお話はすごくよくわかったんですけども、野尻委員の行政には世話になりたくないという、そういう話があったんですけども、そうじゃなくて、まとめてもらったり、資料を出してもらったりする、いわゆる行政に資料を提供してもらおうというような形で、やっぱり何かの形でやっておかないと、進みぐあいがちょっと心配になってきているんですね。そういう意味では、だれがつくったたたき台というよりも、私は条例をつくるプロに一つの鏡をつくってもらって、そこに自分たちの当てはまるものをどんどん入れ込んで、それからスタートしてやってきたほうが僕は早いような気がするんですよ。やっぱり合意制をとっている区民の方たちは本当にすばらしいと思うんですけども、私個人的にも区民ですから、同じ立場でやっていきたいなという気持ちもあるので、議会だから、区民だからという分け隔てでなくて、私は1人の区民としても僕は参加しているつもりでいるんですよ。ですから、この条例をやはりちゃんとしたものをつくるためには、何らかのたたき台をつくっていただかないと、僕は進まないんじゃないかなと思うんですよ。

高野委員 端的に言って、たたき台を出すことに関しては、無論お願いするという、我々のほうもたたき台をいつでも出していただいているのは当たり前と。それで、例の基本構想のとき、あるいは基本計画だとか、そのときに、ある意味でパブリックコメントをやったり、あと審議会をやったりしました。そのときにいたメンバーが実はここにはいっぱい入っているわけで、32人の中にね。そうすると、そのときには区民サイドというか、いわゆる区民会議のほうのメンバーが必ずしも1枚ではなかったんで、そうすると、それを逆にふえた審議会の中においては、地区協議会の代表の方が来たり、それでその中で話をした。そうしたら、結局は最終的には区民サイドとしては押し切られたというか、何か行政サイドで皆さんの意見を聞いたよというような、ポーズだけでほとんど意見が通らなかったという、嫌な印象が残っているものですから、ですからどうしても、またそういう形でスライドしていくと嫌だねという部分の意味合いがあると。

だから、それを払拭するということはなかなかできないので、だから今、区民の検討のほうの代表に関しても、やはり1枚になっていないので、だからその部分をどうやってまとめるかというより、その部分は違うんだという部分をやっぱり理解してもらおうほうが、多分難しいというふうに思うので、だから具体的なものを出していくというに当たっても、やはり少しやりながら、成果というか結果を見せていくという方法もあるんですけども、ただそれもそうだけれども、でもやっぱりここでみんなで決めようよという部分で、またワーキンググループというか、そっちにまた移すと、また区民会議のときには編集委員会というのがありまして、そこがほとんど、編集委員長がほとんど何だねというふうな形でやられたというか、そういうふうな運びで来られたというところが残っているものですから、ですからその部分がなかなか説明しにくい。そうしている自分もその編集委員長だったものから、ですから余計その部分は忘れていましてけれども、でも今前向きでやっていますが、その辺のところは区民検討会議委員の皆さんがちょっとあるのかなという部分です。だからお示ししても、わかったという方が、なかなかすぐ虚心を得るようなものは難しいかなという部分があります。

あざみ委員 今のお話聞いて、本当にあのときの、トラウマという言葉は使いたくないんですけども、私たち議員もそれはさんざん、ある意味みんなそれぞれ言われたと思うんですよ、まちに帰ったというか、そういうときには。あのやり方はどうなんだというようなことはいまだにあるので、それはすごくよくわかります。わかるんですけども、あのときの仕組みというんでしょうか、形とは違うんですよ。あの反省があったからこそ、三者でやろうというのがあるわけなんです。あのときは区民会議のまとめを編集委員ですか、そういうので、編集委員といいながら、行政がつつつと入ってやってしまったみたいな、そういうのがあるんですね。だから、今回の起草、ある意味作業部会はそれこそ三者なわけですから、その反省を踏まえているんだよというところをどうやって伝えたらいいんでしょうか。だからすごく御苦労されているから、じゃ藤牧委員と根本委員が行くとか、座長が行くとか、何かそういう、さっきもみほぐすとか言いましたけれども、何かすごく大変ですね、そちらだけでやっているのは。

根本委員 私、2人2人2人が否定されたというときに、逆に思ったのは、事務局機能が強くな

るなと思ったんですよ。そうじゃないともたなくなってくるからね、6人6人6人だと。だから、今野尻委員が言われたことと逆のことになりやしないかという心配なんです。何でかという、寺尾主査がもっと頑張ってくるよという話になってしまうわけだね。じゃそこをはずして、6人6人6人でやれるかという、これなかなかできないでしょう。だから、2人2人2人のほうが詰められるというふうに思ったんだよね。

だけど6人で、そうすると一番いいのは6人の組み案を出してもらって、我々がそれに注文つけるというの。そうすると、事務局機能をそこで持つわけでしょう。だけど、今は区民の代表の皆さんの事務局機能を寺尾主査がやっているわけだね。だから、議会事務局の佐藤さんが事務局やって、我々でやるかということもあるけれども、なかなかこっちもできないんだよね、人はいないしね。我々もがたがたで、結局そうなっちゃうと、だからやっぱり6人6人6人でやるとしたら、あっちにいつてしまうんだよ、作業がね。それで2人2人2人のほうが我々のほうが作業しやすいでしょう、我々で作業はね。

だからあと打開するとしたら、例えば、見えないわけだね。我々も見えないんだけど、だから一回32人と我々も合同で車座で議論してみるとか、何かお互いに見えるようなことができないうか。地域懇談会より前に、中間報告の会の前に、この32人とうちの12人とあちらとみんなでこの議論のほうがいいんじゃないかと思うね。

藤牧委員 専門部会というよりは私の意見ということで、また補足があれば言っていたきたいんですが、やはり区民検討会議のお立場で出ていらっしゃる6人が6人そろってというのが最もなことだろうなと思うんです。先ほど基本構想のトラウマのようなお話がありまして、一部誤解もあったのかなという部分はあると思うんですけれども、何か行政が裏から手を回してみたいな、そういうことは私はないと思っはいますが、その辺のやっぱり何か多くの意見を一つのものにまとめ上げる過程の中では、どうしても言い分が通らなかったというようなところというのは、どうしてもどこか出てくるのは、これはやむを得ない部分があると思うんですね。

で、そういうところはあったにせよ、やはり区民検討委員会の中で、こういう形で6人でオープンな形でこの連絡会の中でやっていきたいと思います、それはそれでやっぱり大事なことだと思いますので、先ほど事務局というふうにおっしゃられましたけれども、だからその中で、やっぱり事務局が何か恣意的なことをやっては、決してそんなことはやるつもりもありませんし、できないので、そこで出す案としては、もう単純にがっちゃんこした案、そういうものに徹するしかないのかな。

で、先ほど座長が言われたように、例えばそこにつけ加えるとしたら、今までの議事録の中から、この部分は今度決めましょうねとか、この部分はもっと議論は必要ですねというようなあたりを、少し議事録の中から忠実に抜粋して、そういった資料をお出しする、そういう形かな。で、恐らく部会みたいにしてやるというのも一つの案ですし、ここの中で方向性を決めて、それであると部会にゆだねるよというのも一つの案ですし、あるいはプロに一つ骨子をつくってもらって、それに過不足をいろいろと議論していくというのも一つの案だろうと思うんです。

ただ、現時点でやはり決められることというのは、多分この検討連絡会議の中で調整していきましょうということなので、私はやはり連絡会議をまずこの事務局のほうからたたき台を、それは恣意が何も入らない、忠実なたたき台をお示しして、それでまずちょっとやってみると。で、その結果を見ながら、こういうことだったら別に何も6人が6人、三者三様そろってじゃなくても代表的にやればいいんじゃないかとか、あるいはまたこういうやり方があるんじゃないかというのが出てこようかなと思うんですね。

で、そうはいつても、先ほど御提案したようにある程度目標を決めてやっていくということであれば、この検討連絡会議の、座長のスケジュールももちろんありましようし、皆様のスケジュールもあるんですが、やはり月2回とか、そういうことでまずやってみる。それで今回は事務局のほうでそういった忠実なたたき台を示させていただくと、機械的な意味で。そういうようなことでまず次回なり、次々回なりぐらいにやってみるというやり方が今できる結論かなというふうに私は思います。

あともう一つ、例えば検討連絡会議なんですが、これも一つの決め事で、今7時からというふうになっているんですが、やはり1回当たりの時間もそれなりに確保する必要があるのかな。そうすると、例えばですけれども、もうちょっと開始時刻を、どのくらい早められるか、皆さんお仕事持っていらっしゃる方等々いらっしゃいますので、どのくらい早められるかはさて置いたにしても、1回当たりの検討時間を少し長く持って、充実した内容にしていくというのも一つのやり方かなということをおもいました。

そういうことで、専門部会としては、例えば開始時刻を少し早める。また回数をふやす。あと、

先ほど議会のほうから2名という御提案がありましたけれども、そういうことでもよろしければ、私どもは2名に絞らせていただいてもいいと思います。

辻山座長 ということでは、まとめますか。つまり、今までの議論で一応バランスがとれているのは、これまでどおり検討連絡会議でやりましょう、6人6人6人でちょっとやってみましょうということで、それをやるのは、これまでの議事録を起こして、意見が分かれたままになっているというようなところを書き抜いて、ここはどっちにかに踏み切りましょうとここでみんなで議論していくというようなことを、何点かやって、あとは技術的にいよいよということになれば、そのとき考えると。少人数でやれるのかどうかも含めてね。ということで、御提案のように検討連絡会議のとりあえずは回数をふやすと。もう一つは時間を長くする。なかなかうんとは言いにくい。

樋口委員 そうしますと、今順番でやっていることをやる会とは別に、その会を設ける。

辻山座長 間、間ぐらいにはさんでいくか、あるいは区民検討会議の進捗に合わせて、しばらくここは議論かかるよというときには、2回ぐらい前のものを議論するとか、というようなあんばいがきくんじゃないですかね。

根本委員 全くの思いつきなんですけれども、いいですか。2名というのが難しいんです。例えば、副座長3人で今まで調整会議やってきたわけでしょう。その調整会議のところに案文調整もということを入れるというのはどうなんでしょう。思いつき。

高野委員 すごいユニークですけれども、副座長会議に副座長が出るというだけでも、異論がありますから、ですから何を話すんだと。ただ進行だと。進行って何をやるんだというようなふうな状況からきますので、個人的な恨み、ねたみだとか、そういうものはないと思いますけれども、そこで結局見えない部分の密室というふうなニュアンスがやっぱり払拭できないのかもしれないので、だから今はこの運営会と同じような形で、次どうやって進めようかということしかやっていないんだよと。議題も決めているわけでもないし、だから出てきた話に対して、じゃ今進捗はこうだよとかという話しかしていないという状況であるので、今十分に参加しています。

辻山座長 どうしましょう。だから今回は内容についての継続的なことをやりますよと、例えば次回委員の参加のありようについてやりますよというときは、検討連絡会議でやる。で、そうじゃないときには三者調整という形で設定をしておいて、こちら6名出てきても、こっちは2人2人でもいいです。それだから、もちろんオブザーバーで出てきてやるのは御自由ということで。

喜治委員 私はそれは反対で、それは二度手間なのでもうみんなで集まってやったほうがと思うんですけれども、なぜそうしなければいけないのかわからない。

辻山座長 その間の三者調整をやったからといって、この連絡会議での合意ということにはなかなかありませんよね。

喜治委員 そうですよ、ですから最初からここでやればいいのかではないんでしょうか。

樋口委員 今の御提案は、だからここでもう一回やると同じことじゃないんですか。

喜治委員 いや、ですから最初からここでやれば1回で済むじゃないですか。

野尻委員 そうじゃなくて、議題が違うということですよ。ここで全体でやる、いつもやっている、先ほどおっしゃったのと、それともう一回やるというのは。

喜治委員 もう一回やるのが6人2人2人でやったら、その後もう一回6人6人6人でやらなければいけないでしょう、それを。それは何か意味がないので、先ほど座長が言われたように、基本線をまずこの6人6人6人でやってみて、その後きつと、予想なんですけれども、でき上がっていくんじゃないでしょうか、細かい点についてはということで。基本線のところだけまずやっていかないと、ここでずっと議論しているよりは、先へ進んだほうがいいのかと思うんです。

れども。私がとめているんで、おかしいんですけれども。

辻山座長 そのときのたたき台は先ほど事務局のほうに整理してちょうだいといったものが出てくる、ペンディングになっているものが。

野尻委員 たたき台を事務局がつくってくださるのは、どこが作業部会になっても、それは事務局がつくってくださって、それを作業部会が受けるその作業部会、もとは2人2人2人でしょうという御提案を、区民会議としては6人で、そうしますと、この2回のうちの1回が2人2人6人ということは、それが作業部会になるわけですね。で、喜治委員がおっしゃるのは、そうしますと、また6人6人6人の全体にまたかけなければならないという話ですね。その作業部会というのは、もうこのたびは6人6人6人でもう一遍に2人2人6人ではそれはやめて、たたき台をこの6人6人6人の全体にかけてしまったほうが早いと。

辻山座長 ますます行政に依存することになるわけだ。

野尻委員 なりますね。

藤牧委員 その意味で、行政に依存するというか、そこで調整したような案をたたき台を示すということはやっぱりそういった問題がありますから、やらないで、もう本当に機械技術的に、今三者の案と出ていますね。例えば区民の定義というところでね。で、それをその文言そのままにカテゴリーに分類するような感じで一緒にする。で、過去の議事録の中で、こういう点が論点になっているんですよというのは、議事録を忠実にその下に引っ張ってくる。で、それをお示しする。それで検討連絡会議の中で、もうそのときに、じゃこれは入れましょう、これは区民の中から削りましょう、端的にいえばね。そういうような方向づけを確認していくと。そんなようなイメージで私は先ほど申し上げたんです。

辻山座長 わかりますよ、それはこの場ということね。

藤牧委員 ええ、そうです。

樋口委員 だから要するに、こういう場の議題を2つに分けて、例えば月に2回やる。その場合の骨子案に近づくための今おっしゃってくださった事務局から出てきたたたき台、たたき台なのかどうか分かりませんが、そうするものについて議論するのを、もう一回ふやす。そのときに、6人なのか、2人2人なのか、6人6人6人なのか、それはそれぞれの部門の責任でもってやればよいということですね。だから、そういう意味でいえば、喜治委員がおっしゃるもう一回かけなければということは、その部分についてはないと私は思います。それで、その後本当に骨子案に、文言の整理からするのは私もやっぱり6人2人2人でやるんだか、というよりは2人2人2人だか、もうちょっと違う場が現実的には本当に必要になるとは思いますけれども、それについては、今は余り考えないでおこうという御提案ですね。

辻山座長 喜治委員とちょっとイメージが違うのは、事務局案でどんなものを出してきたにせよ、これまで指摘されてきているように、行政の介入ということ嫌うのであれば、判断しないものが出てくる、事務局からは。皆さんこう言っていましたよ、みたいなものが出てくるんですね。それで、そこで決断しなきゃいけない。そのときに3×6、18でどうしようというより、小さい人数のほうがやりやすい。単なる効率の問題なんです、私が言っているのは。

喜治委員 皆さんに伺いたいんですけれども、先ほどそれでやった場合、辻山先生が言われたように、我々6人はたたき台をつくる時に参加していて、たたき台に参加していないメンバーの方々が出てきて、いろいろ文句をつけるのはつけられるけれども、たたき台をつくる段階で君はいたのに、反対意見をこの場で言うのかという話になりはしないかという、そんな御心配を言っていたと思うんですけれども、それは自分たちで自分たちの首を絞めることにはならないんでしょうか。そこでもう6人で2人2人をおさえることかもしれません。ただ何か余り言ってもいけないようなので。

辻山座長 区民委員の方が6名で臨むということは、一応ある種の総意で、今のところは動かさ

ないものなんでしょう。それは尊重しなければいけないと思う。

井上委員 区民が6人で議会、行政は6名あるいは2人というのは、それぞれにお任せするというふうにしてしまっただけは危険だと考えていまして、区民が6人のところで、議会が2人になるか6人になるかというので、どっちになるかで状況がやはり変わってきますね。なので、それぞれにお任せしますというふうには言いたくない思いがあります。わかりますか。

辻山座長 わかりました。行政と議会が2人2人になって、区民が6名というのは非常に危険だと。というのは区民の意見がどんと通ってしまうからとまさかおっしゃっているんじゃないでしょう。

井上委員 逆ですね、首を絞めてしまうということなので、区民は6人であと2人になるか6人になるかはそれぞれにお任せしますというふうにはしたくないということです。つまり、私の意見では、できればやはり6人ずつのまま、とにかくやってみたい。どうなるかやってみたいという思いです。

辻山座長 これ僕たち今市民参加論とか合意形成論の、これを抜けたら教科書書けるね、きつとね。

山田委員 2つの会議、性格の違う会議を持つというわけですね。それで2番目の会議については、6人2人2人は考えられるということで、それがいいかどうかという話だと思うんですけども、私のイメージとしては、2人2人2人だっただけでそうだと思うし、6人2人2人だっただけでそうだと思うんですけども、その会議体というのはそこで最終的に決めるという、そういうものじゃないというふうに思うんですよ。したがって、例えば仮定の話で6人2人2人の打ち合わせ会を持って、一定の結論を出したといっても、その結論を要するに全体の19人の会議の中で、また確認をする必要があると思うんですね。そうだとするならば、最初から私は19人でやったほうがいいんじゃないかというふうに思う。そもそも2人2人2人でいこうというのは、要するにたたき台を整理をするという、そういう言うならば作業部会を持つということであって、作業部会で一定の整理をしたからといって、作業部会で決定するわけじゃなくて、作業部会の提案として全体の会議の中で議論するというわけですから、私は要するに、2番目の会議についても6人2人2人でやるということじゃなくて、それだったらむしろ6人6人6人でやって、最初からそこでかんかんがくがく議論したほうがいいんじゃないかというふうに思います。

樋口委員 それはこれまで十分にしてきたことについてやるんですよ、もう一回、今の会議は、ですからある種作業部会になる、性格的には作業部会になる。で、そのときに2人2人2人でやるというのが原案で、それに対して区民検討会議は2人では絞れない、6人だというふうに申し上げているんですから、その作業部会という位置づけについて、それぞれがどう思うかというところで、私はそれぞれが決めていいと思うんですけども。ごめんなさい、井上委員。それで6人出ると、それが提案者になるから縛られるよというのは、私はちょっと違って、そこに出席したところで、議論をするということで、そのことは余り私は感じないんですけども。それで2人でいいということは、このことについて、その6人の中で合意がある程度高まってきているから、2人でいいんだということをおっしゃっていると私は思っているんですけども、そういう意味でいえば、その作業部会にどういうメンバーで構成されるかというのは、6人6人でなければいけないとか、そういうものではないと思うし、それからもう一度戻すという点についていえば、いずれにしたって、もう一度戻すんですよ。

辻山座長 原案ですからね。

樋口委員 ええ、だから、そう思っております。違うんでしょうか。

久保委員 井上委員のおっしゃっていることがよくわかるんですね。原則的な問題を提起しているんですよ、民主主義の。つまり6人2人2人の場合に、僕ら、2名を選んだ僕ら4人、こちら2名を選んだ残りの4人、これがもう委任してしまっているという意味なんだよね、2人に。そして、皆さんも含めていったら、18人のうち10人が8人に委任しちゃうわけですよ。こういうところから、つまり今の行政で言われているように、何だかんだいっても、選挙で選んだ

議員と、それから選んだ区長に任せてしまっている。これはしょうがないんだけど、それと同じじゃないかと。自分たちでやろうとしているのに、任せてしまっているのかと言っていると思うんですよ。それは原則的な問題で、非常に考えなきゃいけない問題だと思っています、今聞いていて。だから、ここでこの問題を結論出してしまうというのは非常に難しいんじゃないかなと思いますよ。やっぱり任せてしまうということでもいいのかと。6人6人6人で最低限やろうと言ったのに、任せてしまうことがあっていいのかと言っていると思うんですよ。違うんですか。

根本委員 多分2人に任せるといふに言っていると思うんですよ。私はそうじゃなくて、6人出てここで2時間で、18人で2時間で間に合うんですかということなんです。だから、2人でいったとすると、6人と2人2人でいって、10人で議論した。こうなりましたという話を持ち帰って、何時間も議論する、ここで。その時間が必要だということなんだよね。だからここだけで全部まとまらない。きょうもう1年半ぐらい議論しながら、また一つのことにまた戻る、そうすると、ここで私とか山田委員が2人でまとまったよと持ってきて提示しても、恐らく4人はまた違うことを言って、これは何だと予想もしないような議論を何回も続けるということになるんですよ。だからそうすると、6人で月2回やった、18人で月2回やったにしても、十分な意見にはならないに違いないと思うんですね。

それからもう一つは、6人2人2人で私たちだけが2回出ると言っているけれども、そうでもなくて、どっちにしても2回出ないといけないね。6人2人2人であろうと、6人6人6人であろうとね。あるいはもっと出ないといけないかもしれないね。かなりふえるはず。だって大勢で議論するんだから、なかなか煮詰まっていけないでしょう。ということなんですよね。だから我々は仮に2人で行ったからといって、全権委任されているとは思っていない。持ち帰って検討して、また出てくるというその作業が必要なんじゃないのという話なんです。多分作業部会というのはそういうことでしょう。持ち帰って検討して、持ち帰って検討してね。それは大変。

藤牧委員 私の理解ではこれ以上会議体をつくらないということなのか、作業部会というものをつくるのかという話の一つあると思うんですね。で、私先ほど申し上げたのは、作業部会というのはつくらないという話で私は理解していました。で、1回目の6人2人2人も、これも検討連絡会議だということに私は理解していました。で、事務局がまとめて当たっては、やはり区民の皆さんは6人出て、検討連絡会議の中で、私ども専門部会を2人に絞るというような理解でいました。けども、そうだとすれば、やはりそれはあくまでも検討連絡会議なんで、行政のほうは委任とか何とか、同じ区長部局でもう2人であろうが、6人出ようが、そんなに意見が対立したまま出てくるということはないのでいいんですけれども、区民の皆さんやあるいは議会もそうですし、もちろん我々もそういうところはありますけれども、そういうことであるならば、私どもは新しい作業部会みたいなのはつくらないで、それはもう事務局が本当に機械的な、判断を入れずに、たたき台を入れずに、検討連絡会議の中でやるよ。でそういうことからすると、やっぱり検討連絡会議を6人6人6人で2回やるというふうな理解でいけばいいのかな、その辺がわからなかったもんですから。

辻山座長 私も教えてほしいのは、一切の判断の入っていないたたき台が、たたき台ということかということなんです。恐らくそれは役に立たんだろうと思うんですけども、しかし今おっしゃったように、ここで出てきたのは、要するに1回おきにせよ何にせよ、ワーキングのような会議を何人で持とうが、つまりたたき台会議をつくるかどうかということになってきているんですね。これまでどおり3×6、18でいこうと。で、問題は今、藤牧委員が言った、たたき台の性質なんですね。役に立つものを出せといたら、トラウマがあって、また行政指導じゃないかという、そういう疑いが発生してくる。そこだなと今思いながら聞いておりました。どうですかね。

私は目に見えるように大勢での集約というのは、本当に大変だぞという。で、愚痴になります。が、あるところでこのようにして区民会議の代表の方と、それからさまざまな市の何とか連合会の代表の方とかいろいろな方で最終的に詰めましたけれども、結局たたき台なしにやりますので、私が多数決はしないけれどもと言って、一つ一つこの問題はいいですか、こっちいいですかと言って詰めていいたら、でき上がったものに対して、巨大なるメール攻撃があって、委員長の横暴だと言われて、ろくなことはありません。

ので、ここはしかし途中で私が提案したように、事務局のほうにこれまでの議事録を読んで、ここここは一応ハードルとして残されたままですよという取り扱いの会議を一遍全員でやってみましょう。それで何となく合意に向かったの雰囲気が出るものかどうか、ということでもとりあ

えずやってみましょう。で、その後それはずっと継続するかどうかというのは一応置いておいて、1回か2回はそれでやってみようということでしょうか。すみませんけれども、そういうことで、どうぞお願いいたします。

で、先ほども出ていましたけれども、もっと時間をたっぷりとってといたしますけれども、きょうもとるんですか、これ。先にこれをやってしまわないといけないね。中間報告会について。

藤牧委員 中間報告会については、前回1月31日日曜日ということで、シティーフマラソンとかそういうところが重なったので、別の日をというようなことで、できれば土曜日というような御意向でございました。そういうところで、きょう資料2にありますように、1カ所見つけてここを確保できましたので、事務局のほうから御報告いただけますか。

事務局 それではお手元の資料2をごらんください。今、藤牧委員のほうから話されたとおり、中間報告の開催につきましては、1月30日土曜日、これは予定時間ですけれども、午後1時半から3時間程度で開催してみてもどうかということです。場所はコズミックセンターの大研修室になります。

開催内容につきましては、これは事務局案ですので、これから皆さんで内容については詰めていただきたいと思うんですが、学識経験者等による講演、それから三者の今までの検討報告と質疑応答、パネルディスカッションなどが考えられるのではないかとということで提案させていただきました。

参加していただく対象者としましては、区民と区にかかわっている多くの方に参加いただきたいという趣旨で開催したいと思っております。で、参加入場予定者数なんですが、現在これは研修室ですので、机が設置されています。その後ろは若干スペースがありまして、机を設置したままいすを追加すると150人程度入るといことです。したがって、机を撤去して全部いすにしますと、200人程度入る研修室になります。

それから主催者としましては、この検討連絡会議が主催者として報告会を開催したいと考えています。そして事務従事者と書きましたけれども、この中間報告会の運営者としましては、区職員、それから検討連絡会議の委員、それから議会関係者ということで、これらの方が運営について携わっていただくということで、一応事務局案として提示させていただきました。

辻山座長 これはどうですか、質問。

久保委員 開催内容で1点だけ。学識経験者等による講演というんですが、この区民検討会議や、うちの小委員会や専門部会の人たちの活動を知っている学識経験者は僕はいないと思うんです。そういうことを知らない学識経験者の講演を受けても、申しわけないけれども、無駄だと思うんです。学識経験者がここに一緒にならずずっと苦労してきているんですよ、胃が痛くなったり、頭が痛くなったり。この人が学識経験者でしょう。そのほかに何で学識経験者の講演が必要なのかと思います。（「学識経験者である座長と言いたいんでしょう」と呼ぶ者あり）

辻山座長 僕がやるわけ、これ。

事務局 一応辻山先生を予定ということで考えていましたので、一応日程については、先ほど御確認させていただいたところです。

辻山座長 立ち位置が難しいなと今思いながら、座長としてこんなふうにもみんなとやってきましたよと言うのか、基本条例は今日日本中でこんなことになっていて、こんな意義があるんだよと一般論をしゃべるのかね。（「両方やってください」と呼ぶ者あり）

時間がありますので、考えておくことにしましょう。

そのほかみなさんもここに開催内容というのは、委員、委員それぞれからとあるけれども、どんなふうにするんだ、パネルはだれとだれでやるんだというようなことについて、少し考えていただいて、提案してもらって固めるのがいいかと思っておりますね。

久保委員 その点でも、これはやっぱり副座長3人にお任せして、それでうちの副座長は副座長3人の会議で議事をこれをやれと決められたら、それに従うということでもいいんじゃないですか。

辻山座長 いいですか。気を使ってしまいますけれども。

じゃ3人で相談して、企画案だから、案をね。ということでこれについては了承ということでよろしいですね。

そうしますと、一応議題の大きな1が終わったので、大きな2のほうですけれども、やりますか。どうでしょう。いずれにしても、ペーパーが出ていなくて、中間的な経過の報告ですので、これまでの書類を見ていると、議会のほうと行政のほう、それぞれ骨格みたいなものはできているということですが、区民委員のほうも検討状況だけまず御報告いただいて、そして質問なりあれば、させていただいてもよいでしょうか。じゃ検討状況、それはいいですか、時間延長することは目に見えております。

高野委員 実は今いつも利用しております、こういうような形で必ず項目があって、それに対して見出しがあってという形で、ポストイットで出した内容のものがこういうものがありますということが各4つに分けた班の中から出てきておりますので、重複している内容とかあるやもしれませんが、結構4枚にわたってありますので、どうしましょうか。時間1人5分としても、20分は絶対にかかりますので、やりますか。

辻山座長 どうしましょう。次回まとめてやりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）
そちらの進行では、きょうそこをたたいておかなくて大丈夫なんでしょうか。

高野委員 まだ1回目の項目に対して見出し、それからその内容を書き加えただけなので、それからまだもう一回討議、10月5日にやりますので、それからだと少しは、お示しできる部分があるんじゃないかというふうを考えられます。

辻山座長 わかりました。じゃそういうことにしましょうか。これは座長の進行決裁でいいのかね。困りますとか後で言ってね。いいですか、議会の方も。

それでは、その他で先ほど来ずっと議論になってきたこの検討連絡会議の日程をとっておかないとうまくないんじゃないかということで、11月の、いつと言いましたか。

事務局 11月30日の週で、11月30日が月曜日になります。それから12月3日が木曜日になります。その間で1回開催日を設定していただきたいと考えております。

辻山座長 11月30日月曜日、12月1日火曜日、12月2日水曜日、12月3日木曜日、どうでしょうか。頭からいきますけれども、月曜日でいけますか。（発言する者あり）

月曜日は外す。火曜日はいかがでしょうか。だめですね。水曜日は。水曜になぜか決まるんですね。私はこの日は昼からずっと大学の授業で。いいですよ。（「時間を早める」と呼ぶ者あり）

藤牧委員 少しでも早目とか御検討できるかな、7時なら7時でも構わないんだけど、やっぱりまとめの議論なんかで早目に始めて議論する時間が長くとれればと思うんです。もちろん先生の御予定とかありますので。

辻山座長 ぎりぎり前倒して6時半までですね。授業が6時までですから。（発言する者あり）

いいえ、今回は通常どおりですから、区民参加の方法について、三者から出た意見でたく、こういうこと。（発言する者あり）

今11月のことをおっしゃったの。11月のは、先ほど言った三者調整のような余裕を持ってというような趣旨。ですので、この日に何が議題になるかというのはまだわからないですね。

ですから次回10月27日火曜日、これから前倒ししますか、時間。18時30分。それできょうやれなかった部分がそこで議論になるということをして、場合によっては時間たっぷりあるということで、少し三者調整の頭出しでもできれば、本当はいい。2つの項目へ持っていくのは難しいでしょう、区民検討の段取りからいえば、先へつなぐのは難しいですね。

事務局 それでは次回の会議に一応資料として、三者案の1つにまとめたものをイメージを持っていただくために、一応事務局のほうで御用意させて、提示させていただいて、当日の進行状況に応じて、そこについて入るかどうかは検討いただきたいと思います。

辻山座長 で、これは18時30分から始めて、21時30分まで見るんですか。

当面21時で。

事務局 終了時刻はとりあえず9時ということで、予定していただいて、開始時間を30分早めるということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

辻山座長 それではそういうことで、10月は27日に開きます。
そのほか何かございますか。いいですか。

事務局 それでは事務局から開催日を確認のために申し上げたいと思います。次回開催が10月27日になります。その次が11月18日になります。そして今追加で開催日を設定していただいた12月2日になります。そして12月22日に開催いたします。現在、4開催を日程として組んでおります。とりあえずその日程については、開催するというので、御準備いただきたいと思いますので、よろしく願います。開催時間につきましては、いずれも6時半ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいですか、皆さん大丈夫ですか。じゃ開催時間についてはいずれも6時半から開催したいと思いますので、よろしく願います。

辻山座長 日程は以上のとおりです。そのほか何かありますか。
ないようでしたら、終わりにさせていただきます。
ではどうもお疲れさまでした。

散会 午後 9時06分